

平成 22 年度

京都市男女共同参画センター
相談事業報告書

財団法人 京都市女性協会

目次

I	ウィングス京都 相談室について	
	1. 相談事業の目的	1
	2. 相談体制	1
	受付電話	
II	平成22年度 相談事業	
	1. 月別・種類別相談件数	2
	2. 曜日別相談件数	3
	3. 年齢別相談件数	4
	4. 居住地別相談件数	4
	5. 相談の契機別相談件数	5
	6. 相談にかかった時間	5
	7. 相談の頻度	6
	8. 配偶者有無別相談件数	6
	9. 就業形態別相談件数	6
	10. 相談内容（主訴）別相談件数	7
	11. 相談への主な対応	7
	12. 他機関紹介	8
III	女性の相談	
	1. 女性相談について	9
	2. 女性面接相談の利用者の属性	9
	3. 女性面接相談の主訴	11
	4. 女性面接相談の主な対応	12
	5. 女性への暴力が含まれる相談	12
IV	女性への暴力相談	
	1. 女性への暴力相談の利用者の属性	15
	2. 相談の契機	16
	3. 暴力の種類	17
	4. 面接回数	17
	5. 一般面接相談における「内容にDVが含まれる相談」との違い	18
V	男性相談	
	1. 男性相談について	19
	2. 男性相談の主訴	20
	3. 男性相談の主な対応	20
	4. DVに関係する相談	20
VI	その他の相談事業	
	1. 相談機関の連携会議	21
	2. グループ相談会	23
	3. DV被害者支援ボランティア入門講座	23
	4. DV被害者自立支援講座「わたしが私であるために」	24
	5. 京都市男女共同参画苦情等処理制度受付	25

I	ウィングス京都 相談室について	
---	-----------------	--

1. 相談事業の目的

相談室では、男女が自立し自分らしく生きていこうとする上で生じる様々な問題についての相談を受け、その解決の方向を利用者が主体的に見出していけるような援助をめざして実施した。そのために、専門相談や図書情報室・講座・セミナーなどのセンター内の資源に繋ぐとともに、関係機関と緊密な連携をはかるようにした。また、相談から利用者のニーズや課題を受け止めてセンターで共有し、事業企画に生かした。

2. 相談体制

電話と面接による「一般相談」はウィングス京都相談室の相談員（事業企画課相談係）3名が担当し、専門相談は弁護士・カウンセラー等各分野の専門家が担当した。

	名称	形態	日時	担当
一般相談	電話相談	電話	毎週 月・木・金・土曜日 11時～18時半	ウィングス京都 相談員
	面接相談	面接 (予約制)	毎週 火曜日 11時～20時	
専門相談	法律相談	面接 (予約制)	第1・3金曜日 13時半～16時	女性弁護士
	女性への暴力相談	面接 (予約制)	年間 225 コマ 11時～13時 13時半～16時半	女性カウンセラー
	働く女性の こころの健康相談	面接 (予約制)	第2・4火曜日 17時半～20時半	女性カウンセラー
	男性のための相談	面接 (予約制)	第1火曜日 17時～20時 第3土曜日 14時～17時	男性カウンセラー

●受付電話

「電話相談」及び予約申込み 「男性のための相談」予約申込み	ついに なやみゼロ 075—212—7830
----------------------------------	---------------------------

Ⅱ 平成 22 年度 相談事業

1. 月別・種類別相談件数

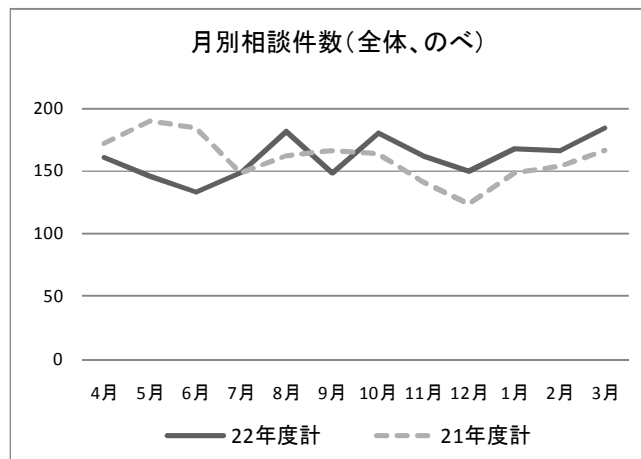
22年度の総相談件数は電話相談、面接相談をあわせて1,929件であった。この中には、予約申し込みのための電話や関係機関からの連携にあたっての確認や情報提供、利用者による問合せや予約確認あるいはキャンセルなどの電話件数は含まれていない。

電話相談を「相談」の入り口にしていること、匿名性・利便性などから、電話が相談の主流であるが、面接相談が増加している（一般相談の41.1%、専門相談も含めると、全相談の51.5%が面接相談となっている）。

月別相談件数(のべ)

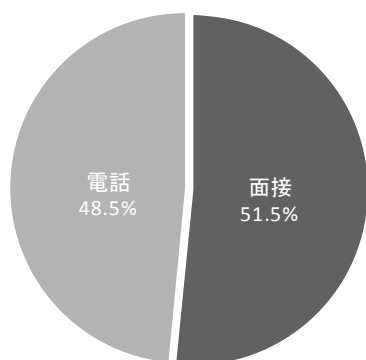
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般相談	一般電話	96	77	71	85	89	69	91	68	70	73	64	82	935
	一般面接	36	41	33	36	62	62	59	59	54	69	71	71	653
	計	132	118	104	121	151	131	150	127	124	142	135	153	1588
専門相談	法律	5	7	7	5	5	7	6	8	8	6	7	7	78
	男性	6	4	5	3	5	3	1	5	2	2	5	5	46
	働く女性のこころの健康	4	6	4	5	3	2	5	4	1	0	3	3	40
	女性への暴力	14	11	14	14	17	5	18	18	15	18	17	16	177
	計	29	28	30	27	30	17	30	35	26	26	32	31	341
22年度合計		161	146	134	148	181	148	180	162	150	168	167	184	1929

月別相談件数(全体、のべ)

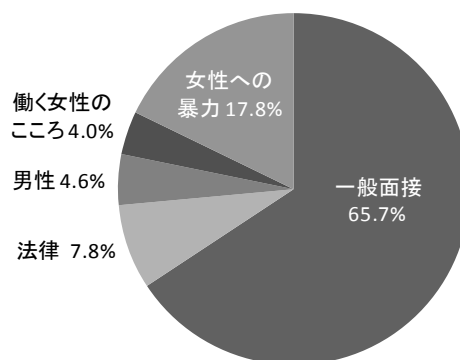


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
22年度計	161	146	134	148	181	148	180	162	150	168	167	184	1929
21年度計	172	190	184	148	162	166	163	142	123	148	154	167	1919
前年比	-7%	-30%	-37%	0%	10%	-12%	9%	12%	18%	12%	8%	9%	1%

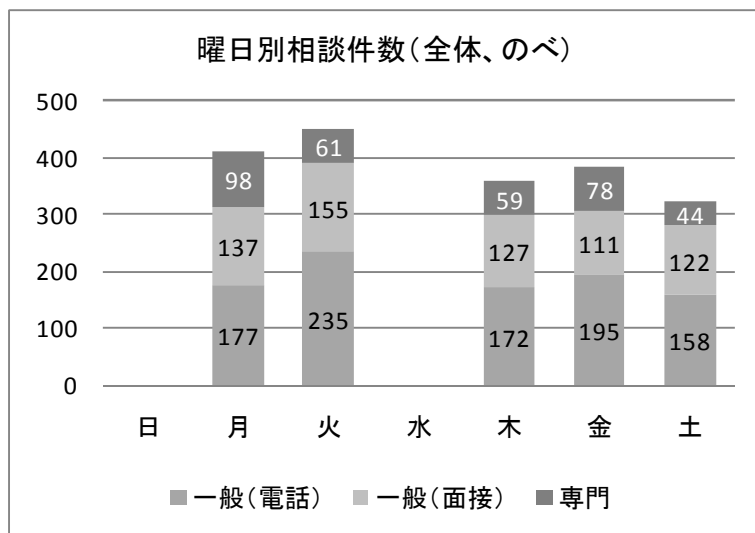
相談方法の内訳



面接相談の内訳

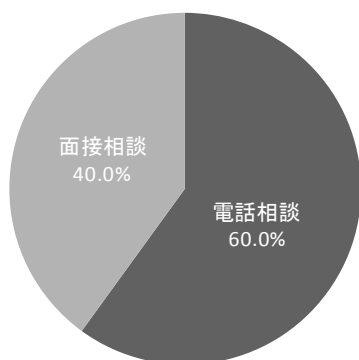


2. 曜日別相談件数



※日曜日・水曜日は相談室の休室日

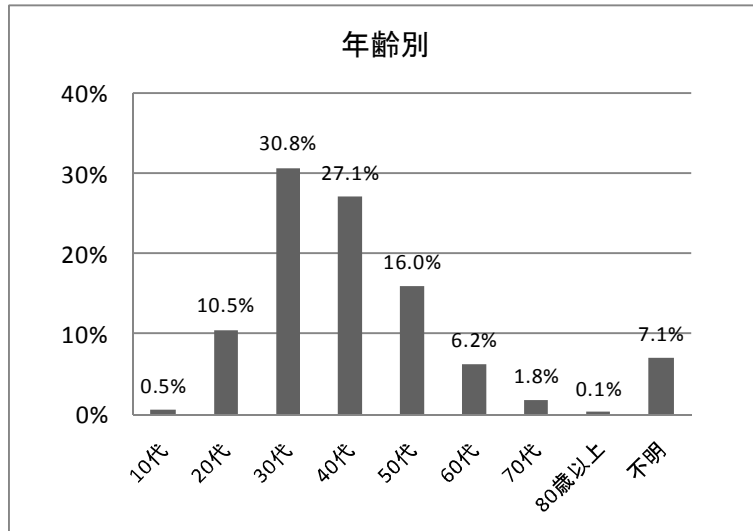
火曜日夜間の利用状況(のべ)



夜 8 時まで開室している火曜日は、電話相談が 60.0%、面接相談が 40.0%となっている。

3. 年齢別相談件数

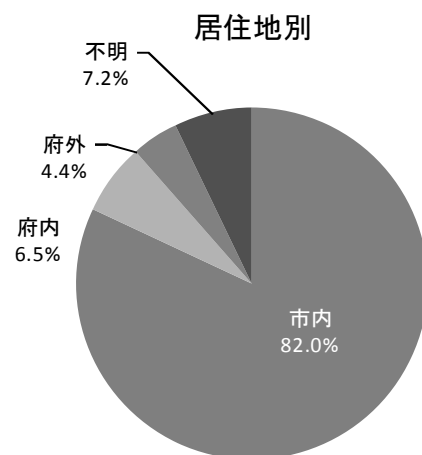
利用者の年齢は、全件数で見ると30歳代、40歳代、50歳代の順に多く、この年代で全相談件数の73.9%を占める。「不明」の相談方法の内訳は、「電話相談」が大半である。



4. 居住地別相談件数

全相談のうち、1,581件（82.0%）が市内に居住する方からの相談であった。相談種類別で見ると、法律相談は、DVを含む相談者以外は、市内在住・在勤者に限って予約を受けられることを原則としていることにより、市内の相談者が97.4%となっている。

	一般相談		専門相談				合計
	電話	面接	法律	男性	働く女性の こころの健康	女性への 暴力	
市内	689	591	76	14	38	173	1,581
府内	102	19	0	2	0	3	126
府外	41	40	2	0	0	1	84
不明	103	3	0	30	2	0	138
合計	935	653	78	46	40	177	1,929

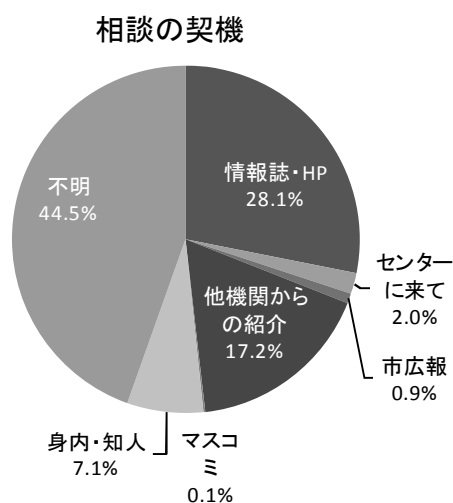


5. 相談の契機別相談件数

初回利用者がどのようなきっかけで相談室を知り、相談してきているのか、相談の「契機」をみると、「情報誌やホームページ」などセンターが発信する情報から相談室の存在を知って相談してきている利用者が多く、「他機関からの紹介」が続く。「不明」が44.5%と多いが、うち、電話相談が約80%を占める。これは、電話相談においては相談の中で語られない限り、こちらから契機を尋ねることはしていないためである。

「他機関からの紹介」においては、法テラスからの紹介が最も多く、警察、京都府家庭支援総合センター（旧婦人相談所）が二番目に続く。

三番目は、市民生活センター、こころの健康増進センター、京都弁護士会からの紹介が、同数となっている。



6. 相談にかかった時間

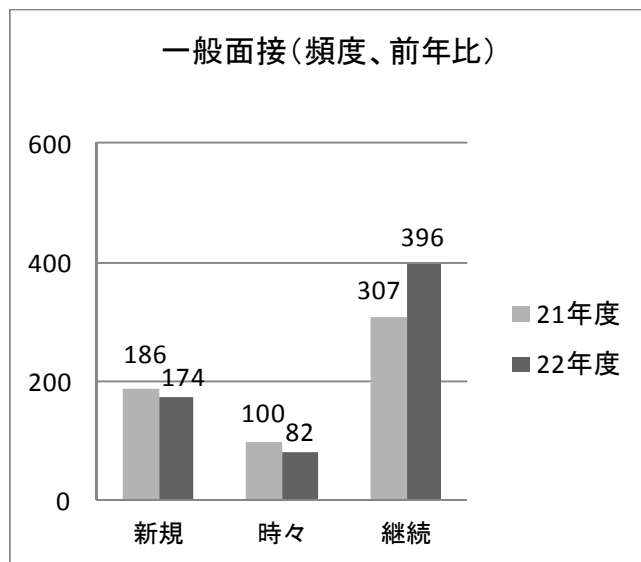
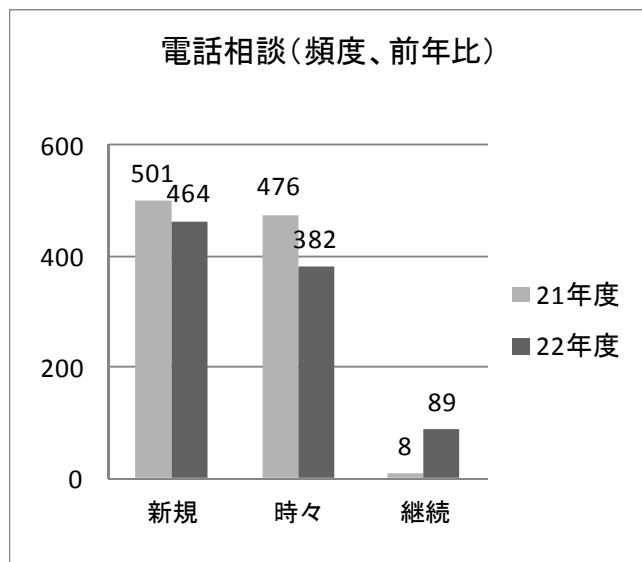
相談時間については、利用者にも、相談を受ける側にも、集中して話ができる時間を考え、面接相談は50分の原則を設けており、また、電話相談は今年度より30分を目安に話をしてもらっている（ただし、相談の中で自殺念慮が語られたり、インテーク（初回）面接においては、この限りではない）。この結果、面接相談では60分以内が866件（面接の87.1%）、電話相談では、30分以内が740件（79.1%）となっている。

相談の質の向上に「構造化」は不可欠であるが、一般的には①場所、②時間、③料金の3つを設定することが重要とされている。当相談室は、公的機関でもあり、③は無料であることから、残り二つの設定は不可欠と考えられる。中でも②時間に原則を設けることは、利用者に対して公平で、効率のよい相談環境を提供することにつながっていると考えられる。

		～30分	31～60分	61分以上	合計
一般	電話	740	174	21	935
	面接	31	526	96	653
専門	法律	71	7	0	78
	男性	1	42	3	46
	こころ	0	40	0	40
	暴力	7	141	29	177
合計		850	930	149	1,929

7. 相談の頻度

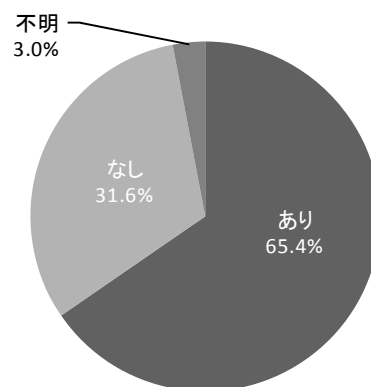
相談の頻度については、電話相談は「新規」が 47.9%、「時々」と「継続」を合わせたものが 50.3%と半々の割合となっている。一方で、一般面接における「新規」は 26.7%であり、「時々」と「継続」を合わせたものは 73.3%である。これは、電話相談では、助言や他機関の紹介といった一時的な問題解決を目的とするのに対し、面接相談では、問題にじっくりと取り組み、利用者が自らの力で解決できるように援助する関わりを心がけているためである。



8. 配偶者有無別相談件数

配偶者の有無については、「あり」の人が 1,262 件であり、全体の 65.4%を占める。

配偶者の有無

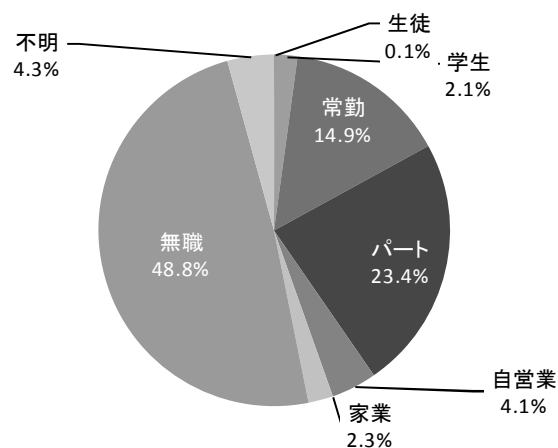


9. 就業形態別相談件数

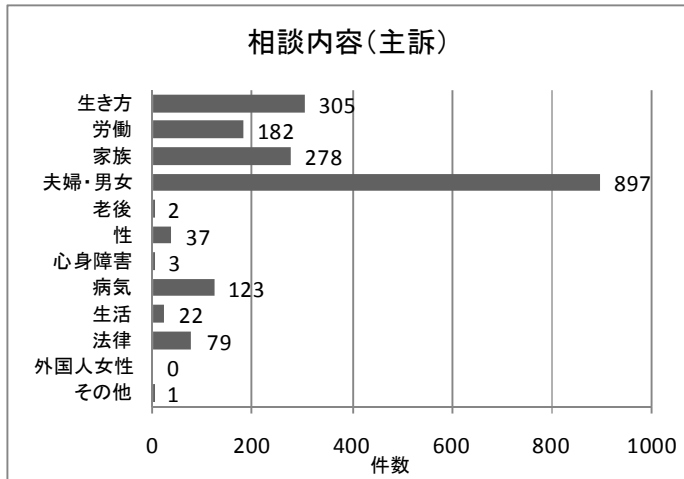
就業形態別は、無職が 48.8%であり、パート(23.4%)、常勤(14.9%)が続く。

20歳代の働いている人 50.8%、30歳代で 55.0%、40歳代で 45.1%、50歳代で 45.8%、60歳代で 27.0%であった。

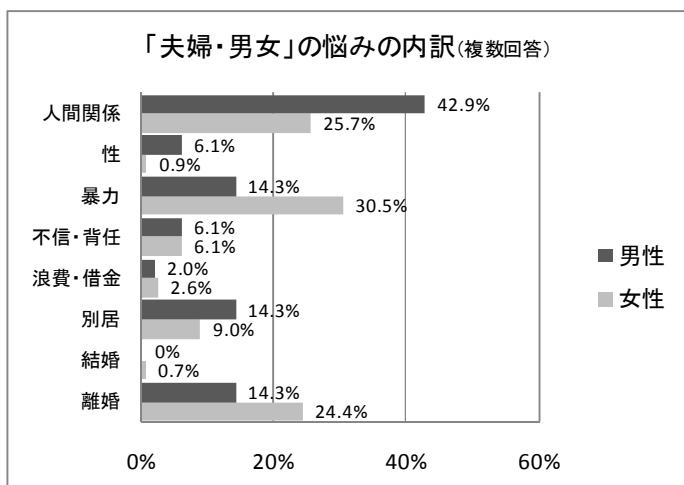
職業



10. 相談内容（主訴）別相談件数



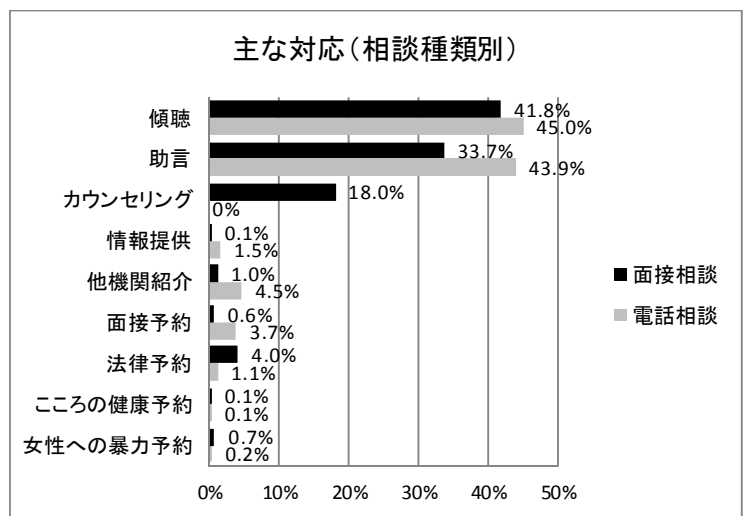
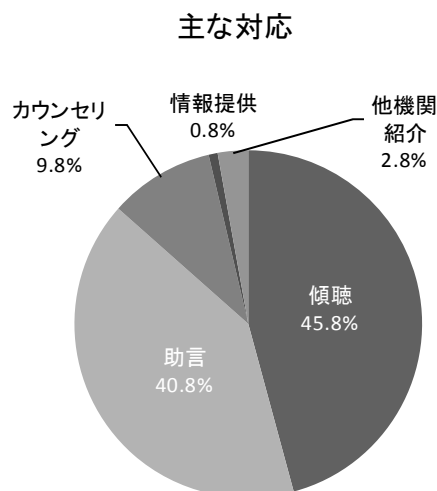
初回相談者の相談内容を主訴で大きく分類（11項目）すると、「夫婦・男女」の悩みが最も多く、「生き方」「家族」と続く。



「夫婦・男女」の悩みの内訳には、夫からの暴力に悩みながら、離婚を視野に入れ夫からの精神的・経済的自立に迷う女性の事例や、夫婦関係に悩みながら、妻から暴力を指摘され（または、妻から暴力を受け）、離婚や別居といった問題を抱える男性の事例が含まれている。

11. 相談への主な対応

相談の主な対応は、相談の種類を問わず、傾聴（45.8%）と助言（40.8%）が主となっている。相談種類別にみると、電話相談ではカウンセリングは行っていないため、他機関紹介、情報提供といったアドバイスが主な対応となっている。



当相談室では「他機関紹介」という分類は、公的な機関について紹介する場合に限り使用しており、その他の機関について案内する場合は、対応方法を「情報提供」として記録している。紹介した他機関は下記の通りである。「弁護士会」の中には、「DV 被害者のための受任弁護士紹介窓口」が約4割含まれる。また、「その他」紹介先には、こどもみらい館、京都市発達障害者支援センターかがやき、地域包括支援センター（各3件）等が含まれる。

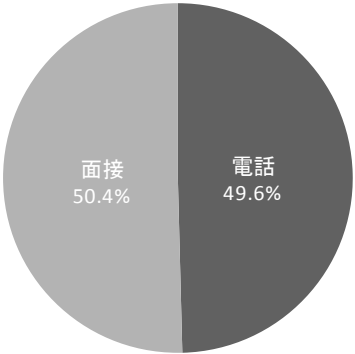
紹介先	件数	紹介先	件数
家庭裁判所	5	福祉事務所	1
法務局人権相談	2	京都市保健センター	5
京都府警・管轄所	5	京都市市民生活センター	4
労働局・労働相談コーナー	8	京都市こころの健康増進センター	8
労働局・雇用均等室	2	京都市子ども相談センター(パトナ)	0
労働局・労働基準監督署	0	京都市長寿すこやかセンター	0
労働局・ハローワーク	18	弁護士会	18
京都府男女共同参画センター	2	法律扶助協会(法テラス)	14
京都府精神保健総合センター	1	公証人役場	1
京都府家庭支援総合センター	7	その他	14
区役所(税務・戸籍・市民課・法律他)	2		
		合計	117

Ⅲ	女性の相談
---	-------

1. 女性相談について

女性からの相談は、1,883件（のべ）で、全相談件数の97.6%だった。相談の方法は、面接と電話が、ほぼ同数となっている。

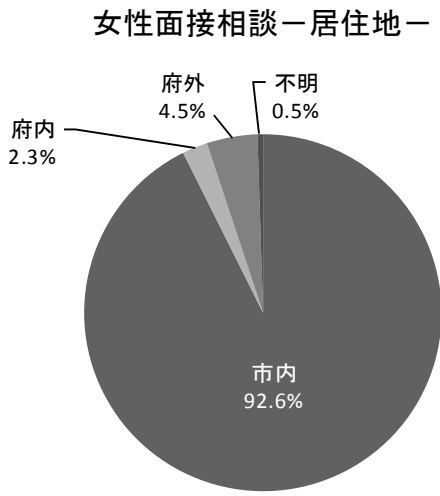
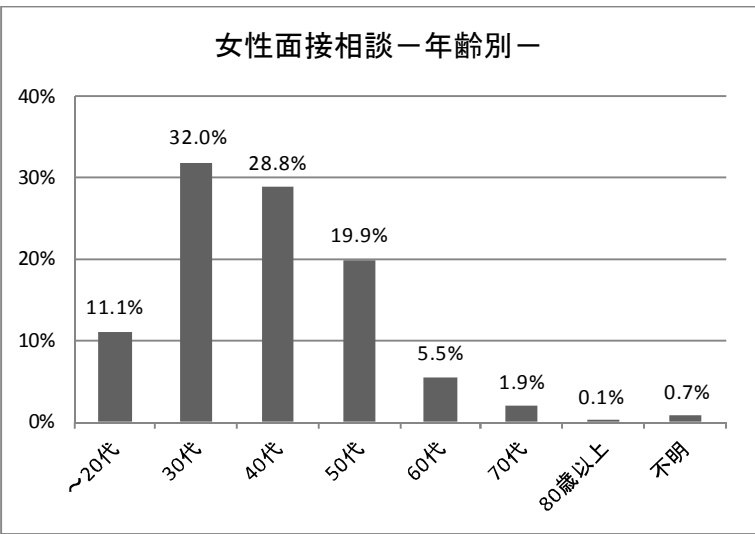
女性の相談－相談方法－



女性の面接相談については、前年比で約10%増加した。以下に詳しく見てゆく。

2. 女性面接相談の利用者の属性

女性の面接相談の利用者の年齢は、30代と40代がほぼ同数で全体の60.8%を占め、続いて50代となっている。居住地は、92.6%が市内在住となっている。



相談の契機は、「情報誌・HP」と「不明」が30.6%で最も多く、「他機関からの紹介」、「身内・友人からの紹介」と続く。

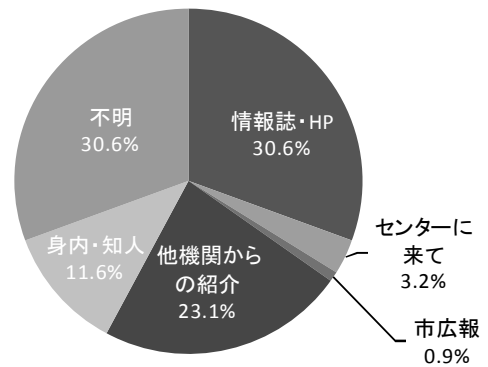
配偶者は、「あり」の人が63.6%、「なし」が34.4%となっている。

面接相談の初回相談者（302 ケース）の就業形態は、「無職」が最も多く（46.7%）、「パート」（24.5%）、「常勤」（16.9%）と続く。「自営業」「家業」を含めると、利用者自身に何らかの収入がある人が49.7%いることがわかる。

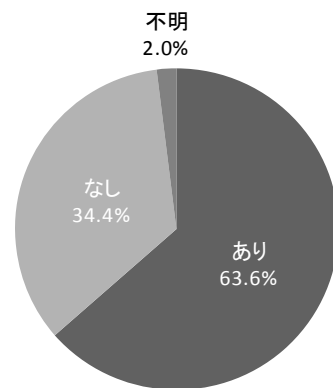
「パート」「常勤」「自営業」「家業」を合わせた人数で、面接相談利用者の「就労率」を算出したところ、10代は50.0%、20代は37.3%、30代は55.0%、40代は45.1%、50代は44.4%、60代が27.0%であった。

総務省統計局が行った、平成22年「労働力調査」において、日本の女性の労働力率は8年連続上昇している（前年差0.2%ポイント）一方で、日本女性の特徴である30歳代が底のM字型傾向も依然として見られる。当協会の面接相談利用者の30歳代の就労率はM字型ではなく、むしろ30代は55.0%と、他の全ての年代より高くなっていることがわかる。しかし、前述した調査と比較すると、10歳代以外の年代において非常に低いことがわかる。

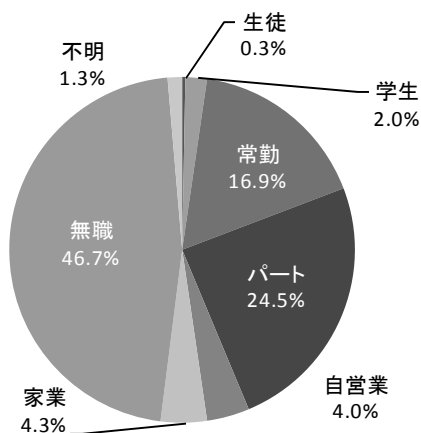
女性面接相談－相談の契機－



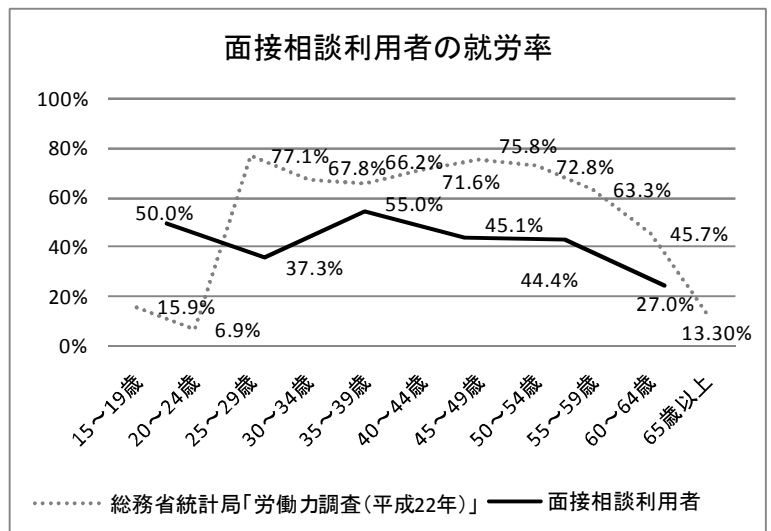
女性面接相談－配偶者の有無－



女性面接相談－職業－

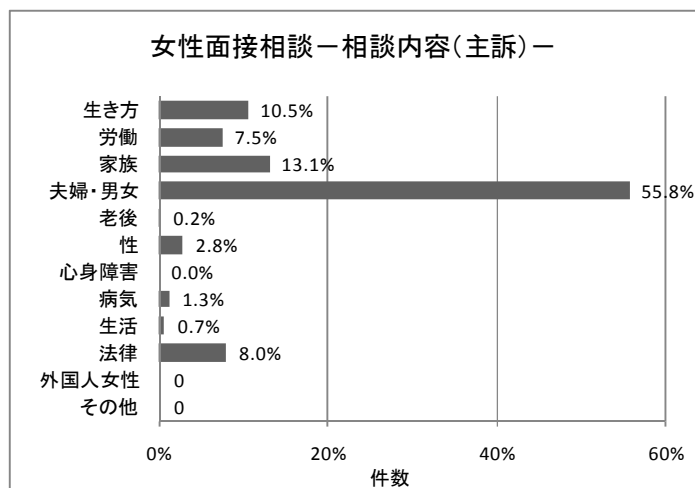


面接相談利用者の就労率



3. 女性面接相談の主訴

女性の面接相談の主訴は、「夫婦・男女」の悩みが最も多い。利用者の80.7%を占める30代～50代の主訴を表にまとめると、右下の表のようになる。いずれの年代も「夫婦・男女」に関する悩みが一位というのは共通しているが、二位は、30代と40代が「生き方」の悩みであるのに対し、50代は「家族」の悩みが多く、三位の「生き方」の約2倍あるのが特徴といえる。なお、30代と40代では三位は「労働」「家族」の悩みがほぼ同割合で並んでいる。



女性相談の主訴－年齢別－

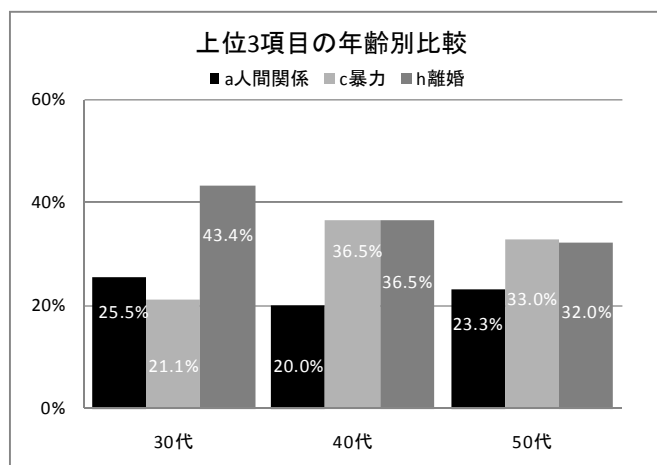
年齢	30代	40代	50代
ケース数	583	515	301
1 生き方	13.4%	15.1%	14.0%
2 労働	8.6%	12.2%	10.6%
3 家族	8.7%	11.5%	27.9%
4 夫婦・男女	54.5%	50.5%	34.2%
5 老後	0.0%	0.2%	0.3%
6 性	1.4%	0.6%	0.3%
7 心身障害	0.0%	0.0%	0.0%
8 病気	8.4%	4.9%	7.0%
9 生活	0.5%	0.6%	1.3%
10 法律	4.5%	4.5%	4.3%
11 外国人女性	0.0%	0.0%	0.0%
12 その他	0.0%	0.0%	0.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%

最も多かった「夫婦・男女」の悩みを更に8項目の小分類別に見ると、その上位3項目は、「夫からの暴力」「離婚」「人間関係」となっている(複数回答)。

年齢の上位3グループ(30代、40代、50代)を小項目別でみると、「離婚」の悩みを抱える人の割合は30代が最も多く、40代、50代と年齢を追うごとに減少している。一方で「暴力」の悩みを抱える人の割合は40代と50代はほとんど変わらないが、30代は少ない。「人間関係」の悩みを抱える人の割合については、年齢によって差があるとはいえなかった。

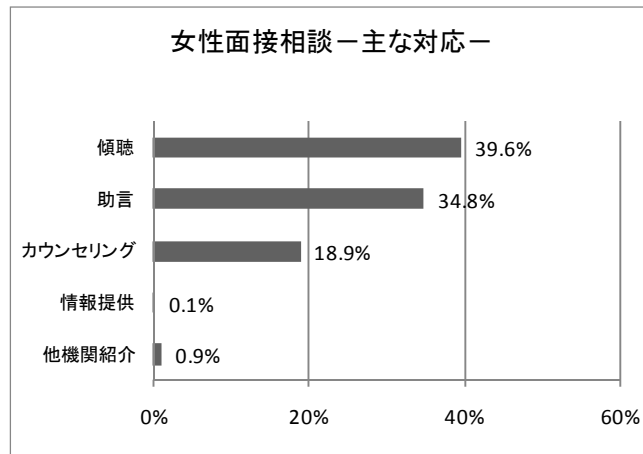
女性面接相談－「夫婦・男女」の小項目別、年齢別－

年齢	30代	40代	50代
件数	318	260	103
a人間関係	25.5%	20.0%	23.3%
b性	0.3%	0.0%	1.0%
c暴力	21.1%	36.5%	33.0%
d不信・背任	2.8%	3.8%	1.9%
e浪費・借金	0.6%	1.5%	2.9%
f別居	4.1%	0.8%	3.9%
g結婚	1.3%	0.4%	1.0%
h離婚	43.4%	36.5%	32.0%
iその他	0.9%	0.4%	1.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%



4. 女性面接相談の主な対応

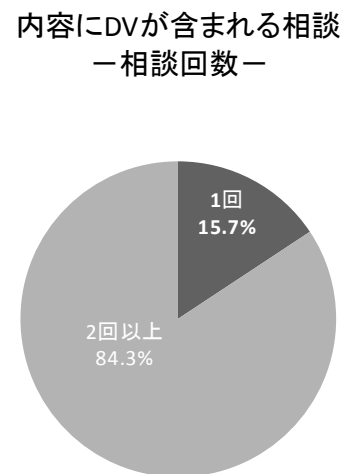
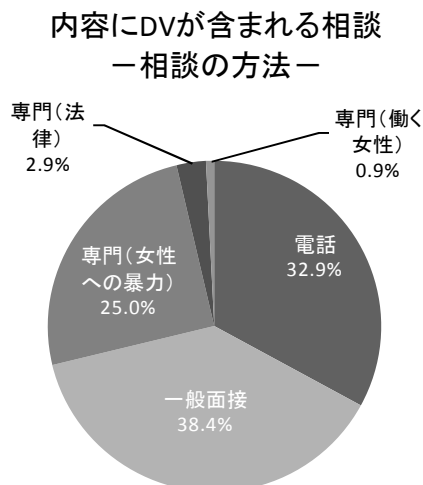
女性面接の主な対応は、「傾聴」が39.6%、「助言」が34.8%となっている。なお、「カウンセリング」は専門相談（女性への暴力相談、働く女性の心の健康相談）の中でのみ行われている。

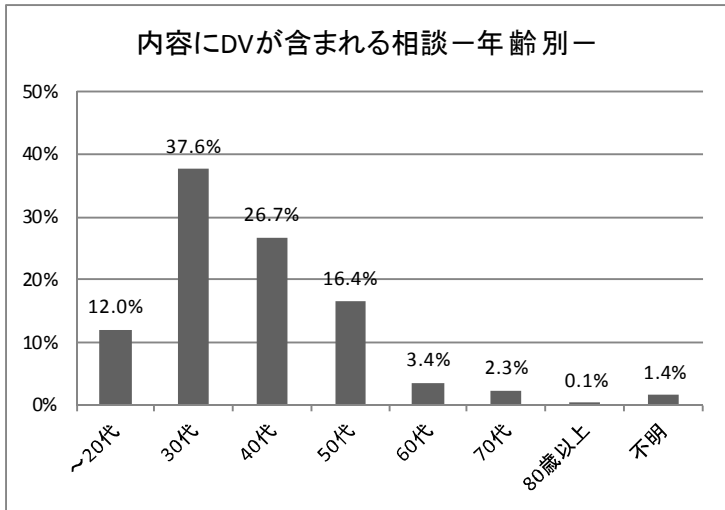


5. 内容にDVが含まれる相談

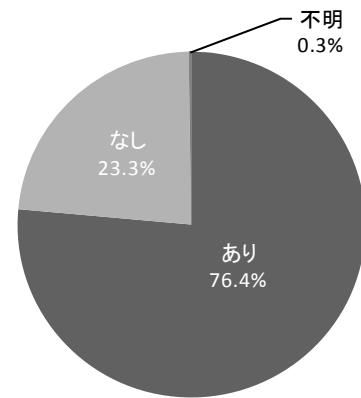
「内容にDVが含まれる相談」には、DVをはじめ、セクシュアルハラスメント、ストーカー、レイプなどの相談を含んでいる。「内容にDVが含まれる相談」は、男性相談を除く女性相談全体（1,883件）の37.2%を占める。相談の方法は、電話よりも面接が多い（67.1%、一般面接と各専門各相談の合計）。相談内容にDVが含まれる悩みは、問題が深刻な場合が少なく、電話相談の場合は、面接相談を案内することが多い。これらの利用状況を見てみると、一回きりで相談を終わる人（15.7%）より、継続した相談を続けている人が多く（84.3%）、電話相談を入り口として、継続した面接相談で問題の解決に取り組んでいる人が多いことがわかる。

年齢別には、30代、40代、50代の順に多い。配偶者は「あり」の人が全体の76.4%を占めていることから、加害者は配偶者であることが多いのがわかる。なお、配偶者「なし」には、内縁関係の夫からのDV、及び若年層のデートDVが含まれる。





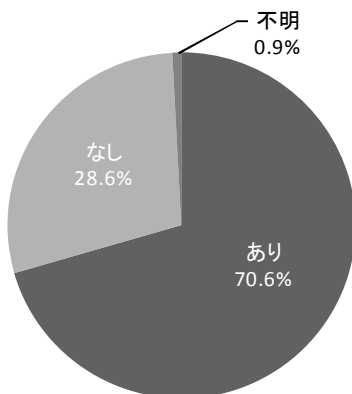
内容にDVが含まれる相談 一配偶者の有無一



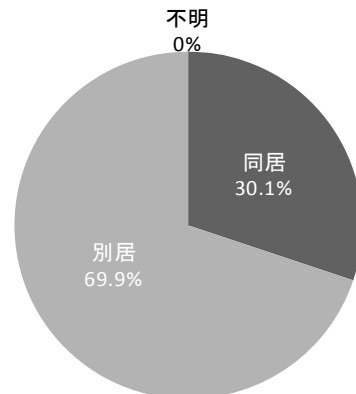
家族構成は、子どもがいる人が約70%で、子どもの人数は、2人の家庭が最も多い(75.0%)。子どもが1人の家庭は15.4%、3人以上いる家庭も9.6%ある。第一子の平均年齢は11.9歳となっている。なお、子どもの年齢は、妊娠中から45歳までと、大変範囲が広い。

加害者との状況は、「別居」が69.9%で、「同居」(30.1%)の2倍以上となっている。

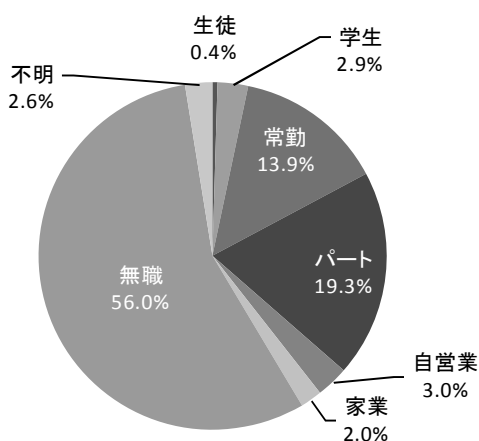
内容にDVが含まれる相談 一子どもの有無一



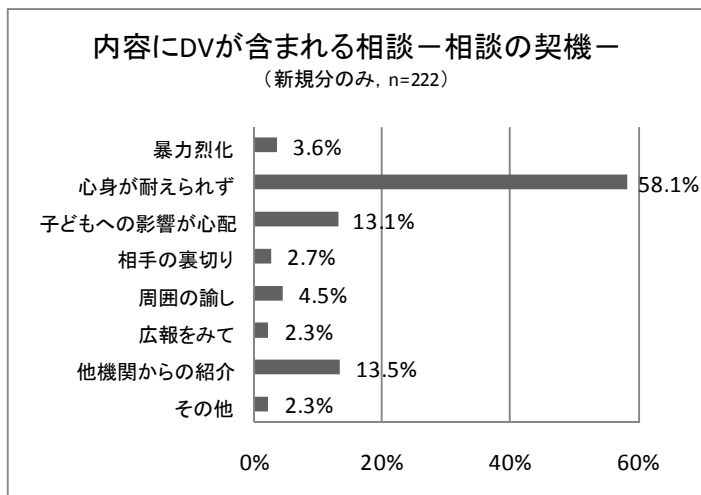
内容にDVが含まれる相談 一加害者との状況一



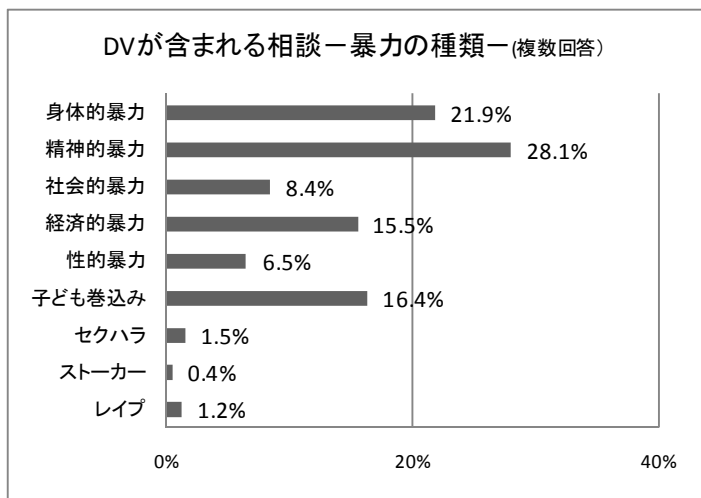
内容にDVが含まれる相談一職業別一



職業別に見て行くと、「無職」が半数以上を占めるが、常勤やパートなど、利用者自身が何らかの収入を得ている人が38.2%いることがわかる。



相談の契機は、「心身が耐えられず」が最も多いが、実際には、直前に暴力が烈化し、その日から数日以内に電話相談をされる方がほとんどと言って良い。次に、「他機関からの紹介」「子どもへの影響が心配」が続く。なお、「他機関からの紹介」は、京都弁護士会と法テラスが 27.6% を占め、警察 (20.7%)、家庭支援総合センターと家庭裁判所 (各 13.8%) が続く。

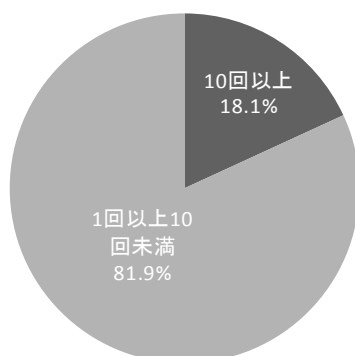


「DV」に該当する暴力の種類

暴力の種類別では、「身体的暴力」、「精神的暴力」、「社会的暴力」、「経済的暴力」、「性的暴力」、「子ども巻き込み」が「DV」に該当する。最も多いのは

「精神的暴力」で、次に「身体的暴力」、「子ども巻き込み」「経済的暴力」がほぼ同数で続く。なお、これは複数回答であり、DVに該当する暴力の訴えを、相談件数(700件、のべ)で割ると2.99となる。一人当たりが平均3種類の複合的なDV被害を受けていることがわかる。

DVに関する相談—相談回数—



面接回数は、前述したように2回以上継続される人が84.3%であるが、10回未満で終結、もしくは一旦終結となる人が81.9%となっている。経済的・精神的自立に向けてのサポートが必要な場合、また、離婚調停や離婚裁判に展開する場合は、10回以上となることもある。

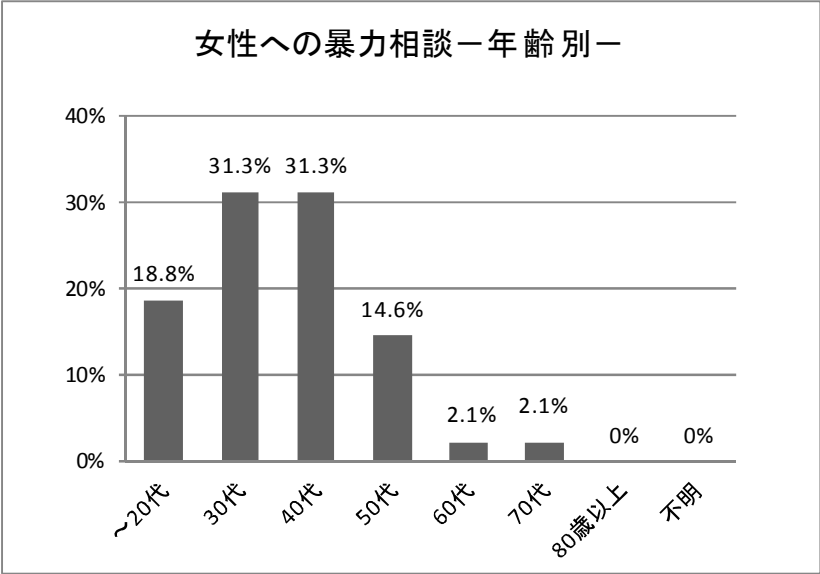
DV被害者の中には、社会のDV被害者への理解が浅く、親や友人から、中には関連機関で二次被害を受ける人も少なくない。そのような利用者を、社会から孤立させないためにも、継続した面接でエンパワメントに向けて

援助をし続けることが必要となる。DV被害者の支援は、命の危険を伴う危機介入を除き、一時的、単発的に強く介入するような「太く短い」関わりではなく、中長期的な視点で本人の気持ち、意思を尊重する「細く長い」関わりが求められていると言える。

IV	女性への暴力相談
----	----------

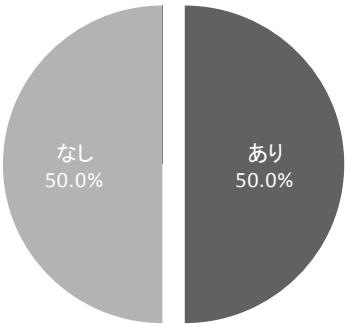
1. 「女性への暴力相談」の利用者の属性

前述した「内容にDVが含まれる相談」のうち、専門相談（「女性への暴力相談」）は、のべ177件、48ケースだった。利用者の年齢は、30代と40代が同数で最も多い。また、10代～20代の利用が多いのも特徴である。これは、一般面接相談よりも、より専門的なカウンセリングが必要となるレイプ等の性犯罪被害に遭った利用者のケースが含まれるためである。

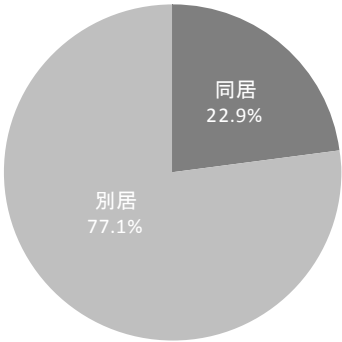


配偶者は、「あり」と「なし」同数であるが、すでに別居している人が77.1%となっている。

女性への暴力相談
—配偶者の有無—



女性への暴力相談—配偶者との状況—



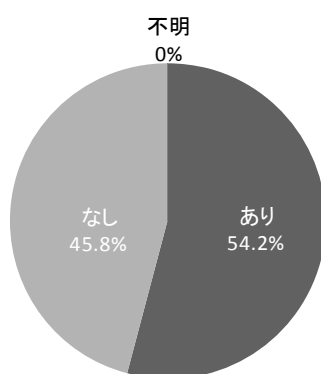
配偶者と「別居」している人と、「同居」している人、それぞれの実家の家族の「DVに対する理解」について比較すると、「別居」している人の実家の家族に「DVに理解がある」人は47.8%、「DVに理解がない」人は52.2%で、両者に差はあると言えなかった。一方で、配偶

者と未だ「同居」している人の実家の家族に「DVに理解がある」人は 12.5%、「DVに理解がない」人は 87.5%で、「DVに理解がない」家族を持つ人が多かった。DV加害をする配偶者と別居するためには、被害者にとって最も身近な親やきょうだいといった家族が、DVを理解していることが重要であることがわかる。

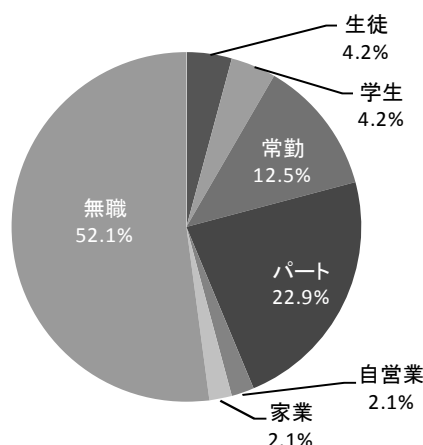
子どもは、「あり」の人が 54.2%、「なし」の人が 45.8%となっている。「あり」の人の子どもの人数は、1人の家庭が 85.7%を占め、2人の家庭は 14.3%で、3人以上いる家庭はなかった。また、第一子の平均年齢は 16.6歳で、その範囲は 5歳～34歳となっている。

職業は、「無職」が半数以上を占めるが、常勤、パート、自営業、家業など、何らかの仕事に就き、収入で得ている人も 39.6%いることがわかる。

女性への暴力相談
—子どもの有無—

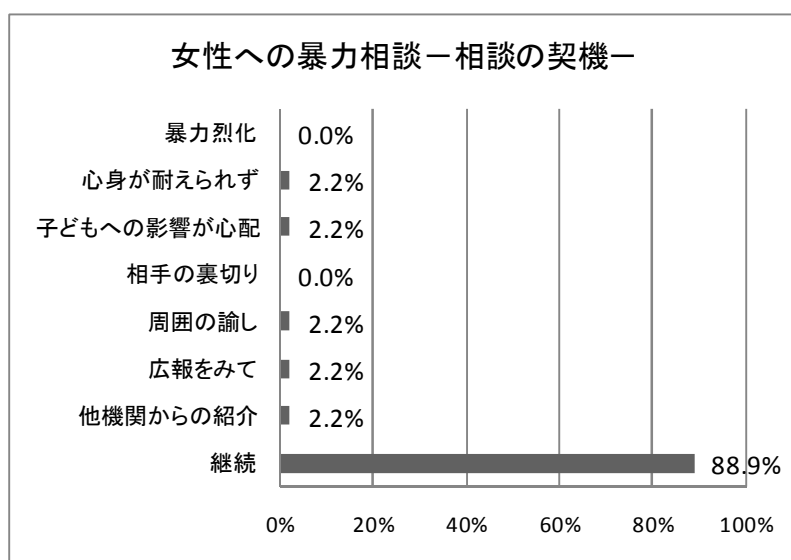


女性への暴力相談—職業別—



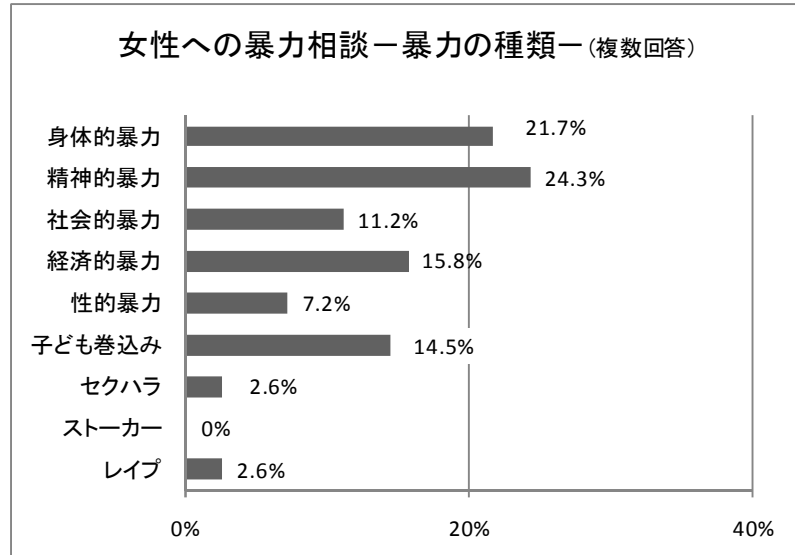
2. 相談の契機

相談の契機は、「継続」が最も多い。これは、一般面接からリファーすることが多いためである。



3. 暴力の種類

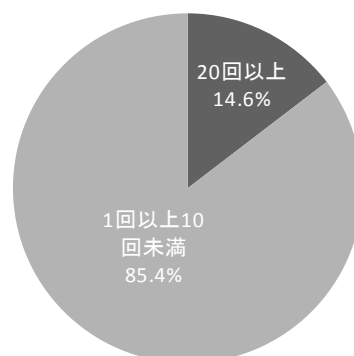
暴力の種類は「精神的暴力」が最も多く、「身体的暴力」が次に多い。「経済的暴力」と「子ども巻き込み」が続く。前述した「内容にDVが含まれる相談」での暴力の種類と比較すると、「精神的暴力」と「身体的暴力」にほとんど差が見られないのが特徴と言える。



4. 面接回数

相談回数は、一般面接と同様に特に上限は設けていないが、10回未満で終結、または一旦終結している人が最も多い。なお、この回数は「女性への暴力相談」のみの回数で、リファー元の一般相談での回数はカウントされていない。

女性への暴力相談－面接回数－



5. 一般面接相談における「内容にDVが含まれる相談」との違い

・相談の入り口となる電話相談と一般面接相談

「女性への暴力相談」の相談の契機は「継続」が最も多かった。これは、相談の入り口を「電話相談」に設け、専門相談（「女性への暴力相談」「法律相談」「働く女性のこころの健康相談」）を希望される方にも、まずは「一般相談」に来ていただいてじっくりと話を聞き、各専門相談にリファーしているためである。「内容にDVが含まれる」悩みを持つ全ての利用者を「女性への暴力相談」にリファーするのではなく、法律相談等で具体的な問題解決を終えた人や、DVや性被害が原因となりPTSD等の精神症状が強くでている人に、「女性への暴力相談」を案内している。

・DV被害者支援に必要とされる二つの場

～現実的な問題解決の場（一般面接相談）と、心理的回復の場（女性への暴力相談）～

「女性への暴力相談」において、何らかの法律的な手続きをしている人は31.2%であり、その内訳は、「離婚後」が20.8%と最も多く、「調停中」が8.3%、「調停不成立」が2.1%だった。一方で、一般面接相談の「内容にDVが含まれる相談」において法律的な手続きをしている人は、全体の12.4%で、「調停中」「調停不成立」「家裁で審判が出ている」「離婚後」の人がそれぞれ3.1%だった。一般面接相談は、『法律的な手続きをするか否かを含めて、どうすればよいのか』という具体的、現実的な悩みの解決に利用されており、「女性への暴力相談」は、離婚等、法律的に一定の目処はついたが、気持ちの整理や心の回復に、より専門的な援助を受けられる場として必要とされていることがわかる。

・問題解決に影響する子どもの年齢と人数

第一子の平均年齢は、「女性への暴力相談」では16.6歳で子どもの人数の平均は1.14人であったのに対し、一般相談では13.5歳で、子どもの平均人数は1.68人だった。DV被害に遭っていても、子どもの年齢が低く、人数が多い人よりも、子どもの年齢が高く、人数も少ない人の方が、離婚等、現実的な問題解決と自分自身の心身の回復に取り組みやすいことがわかる。

・援助者に求められる精神医学領域の知識と理解

DV被害者には、PTSDや抑うつ状態等の精神症状が出ることもあり、DVの継続期間が長ければ長いほど、心身への影響が深刻化することがわかっている。当相談室でも、一般相談の「内容にDVが含まれる相談」における、精神科や心療内科に通院している人の割合は30.2%であるのに対し、「女性への暴力相談」では50.0%となっている。DV被害者の援助には、少しでも早い介入が必要なのは言うまでもないが、援助者には、精神医学的な知識を持つカウンセリングスキルが求められていると言える。

・柔軟な対応が求められる一般面接相談

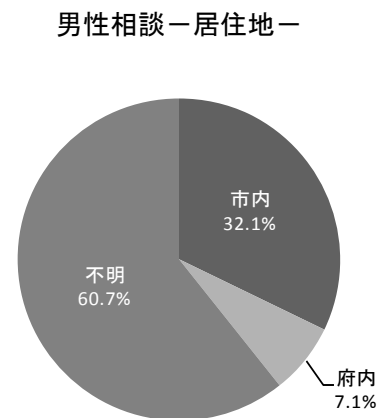
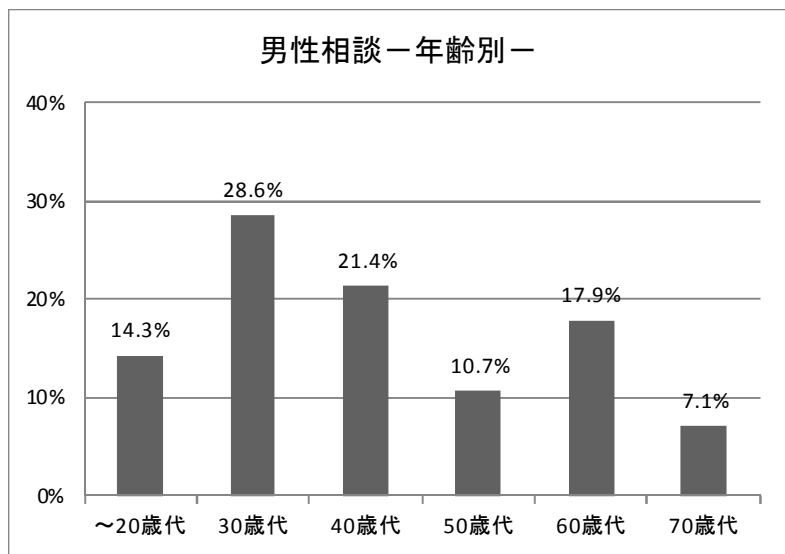
「ストーカー」の相談は、女性相談全体では0.4%含まれていたが、「女性への暴力相談」では0%となっている。これは、ストーカーの訴えは、今まさに身の危険を感じている人からの相談が多く、警察や、弁護士の介入等、緊急対応が必要となるため、臨機応変な対応が可能な「一般面接相談」で対応したためと考えられる。

V	男性相談
---	------

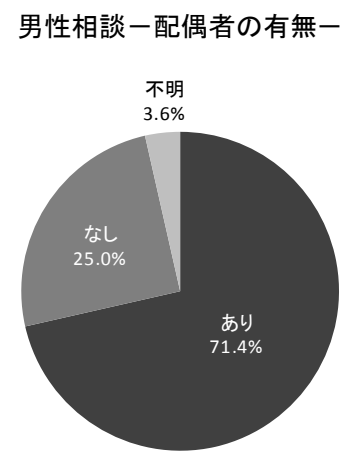
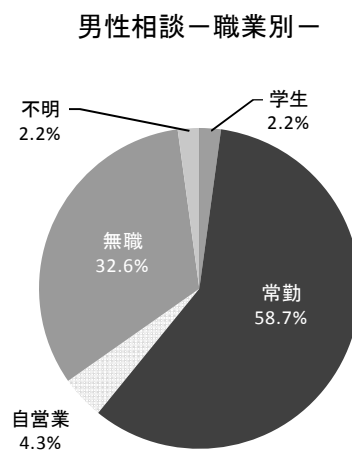
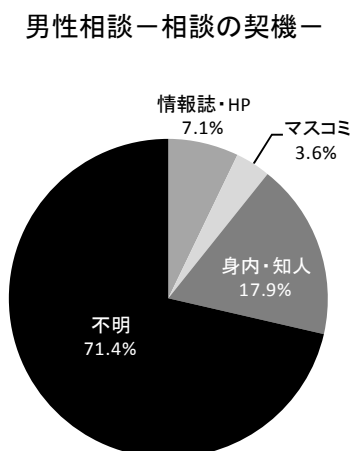
1. 男性相談について

男性相談は、のべ 46 件、28 ケースで、全相談件数の 2.4% だった。以下、実数による集計を示す。

相談の方法は、「面接」のみとなっている。利用者の年齢は、30代が最も多く、40代、60代と続く。居住地は、「市内」が 32.1%、「府内」が 7.1% の他、60.7% が「不明」となっている。

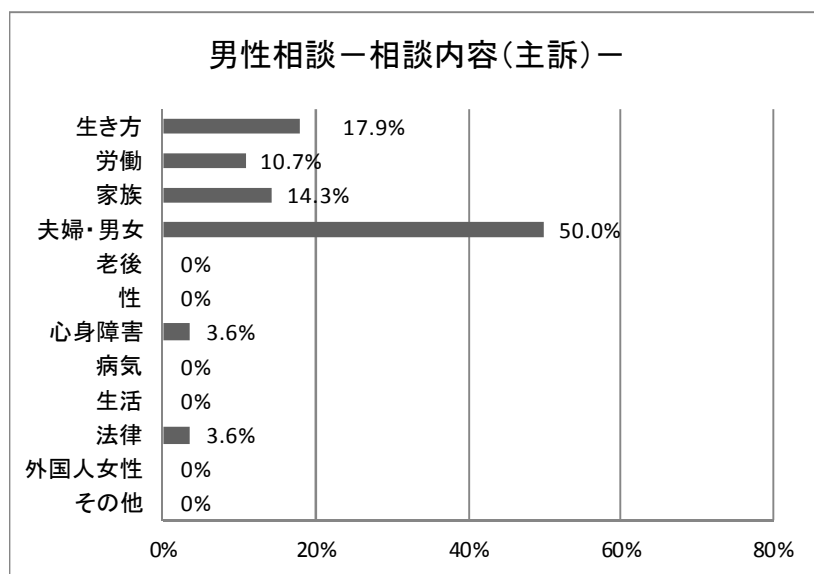


相談の契機は、「身内・知人からの紹介」が 17.9% で、「情報誌・HP」「マスコミ」とつづくが、多くは「不明」となっている。職業は、「常勤」が 58.7% で最も多く、「無職」が 32.6% だった。配偶者は、「あり」が 71.4%、「なし」が 25.0% となっている。



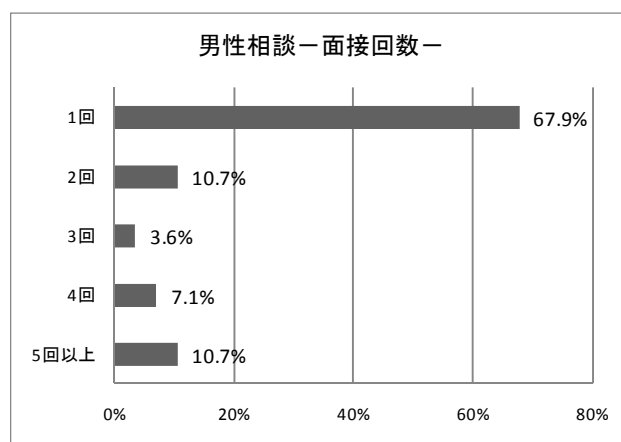
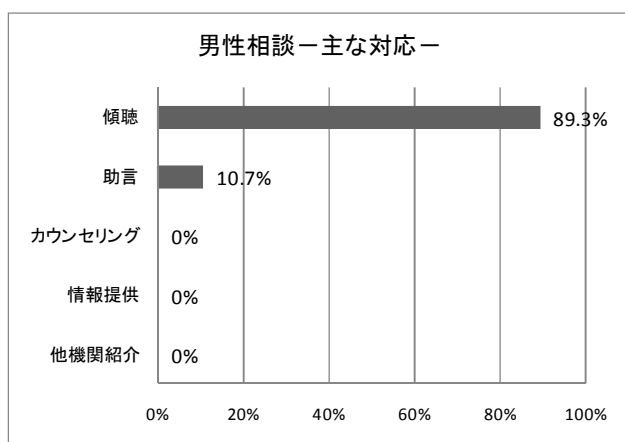
2. 男性相談の主訴

主訴は、「夫婦・男女」が50.0%を占める。次いで、「生き方」「家族」の順となっている。



3. 男性相談の主な対応

主な対応は、傾聴が89.3%で最も多い。面接回数は、1回の人67.9%を占めている。



4. DVに関する相談

相談の中で、DVについて語られたケースは28.6%あった。うち、DV加害の相談は75.0%、DV被害の相談は25.0%となっている。なお、相手に与えた加害の種類は「身体的暴力」が83.3%、「精神的暴力」が16.7%だった。相談回数は、「1回」で終了している人が87.5%で大半を占めるが、「5回以上」継続している人も12.5%あった。

VI	その他の相談事業	
----	----------	--

1. 相談機関の連携会議

DVをはじめとする相談に関わる機関の相談員が研修、事例研究、情報交換等を行うことにより、相談員の資質の向上と各機関の連携を図ることを目的として実施された。以下の会議に相談員が参加して研修した。

ア 女性のための相談ネットワーク会議

実施日	テーマ	参加機関／人数
7/26	施設見学と交流 京都府家庭支援総合センター	20 機関／37 名
2/15	事例検討会 スーパーバイザー 井上摩耶子	23 機関／39 名

イ 京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議

8/3	<ul style="list-style-type: none"> ・日本女性会議第2分科会について ・第4次きょうと男女共同参画推進プラン策定について ・京都市DV相談支援センターについて ・京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議の見直しについて ・DV被害者支援ボランティア入門講座について 	21 機関／25 名
10/1	日本女性会議2010きょうと第2分科会シンポジウム 「女性への暴力～デートDVを若者と考える次世代へ暴力を引き継がないために～」	250 名

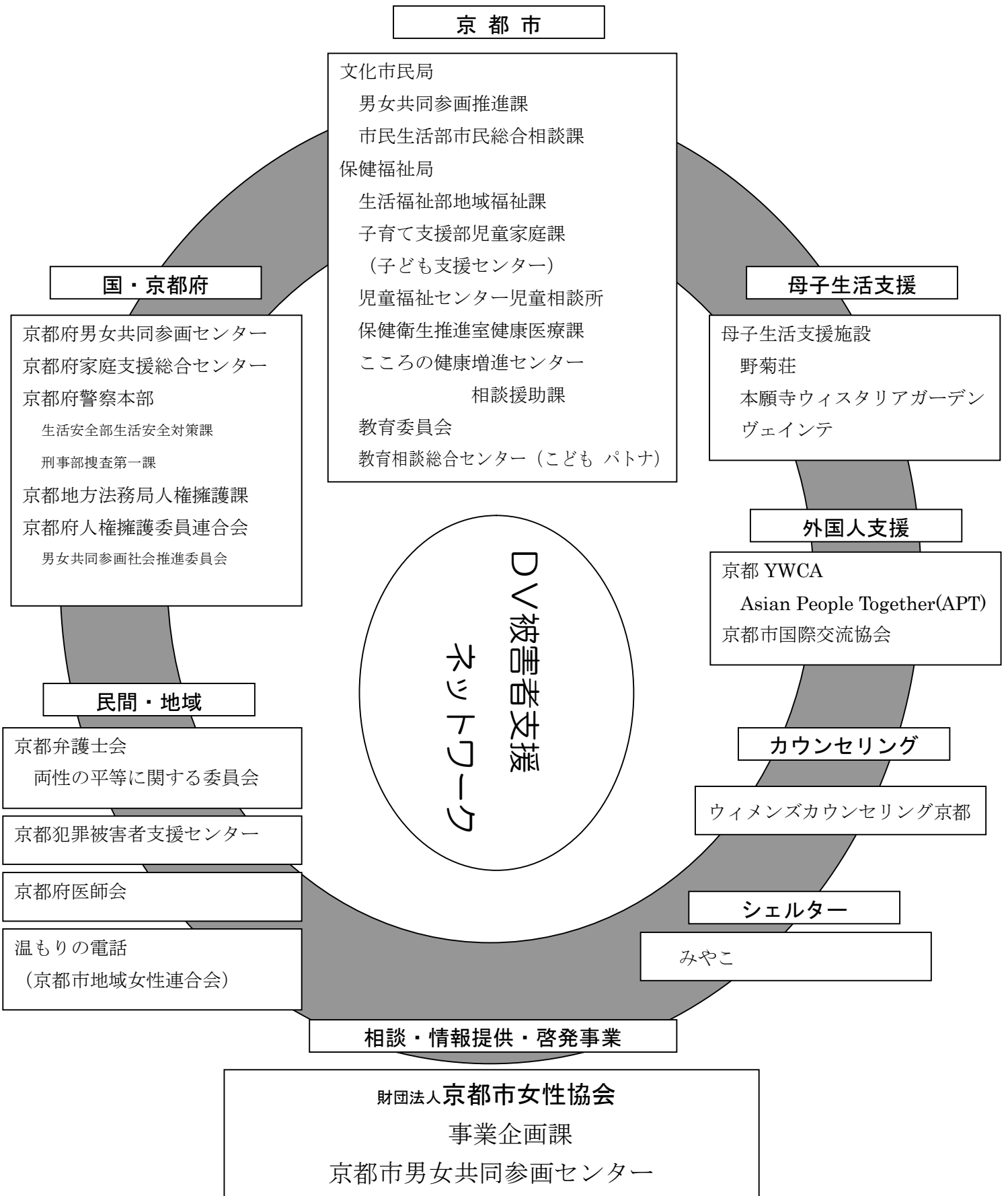
ウ 配偶者からの暴力に関するネットワーク京都会議

3/18	上記イの「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」を府市共同による事務局を新たに設置する体制に再編 <ul style="list-style-type: none"> ・DV対策に係る京都府・京都市における施策について ・DV対策に係る関係機関・団体の取組について 	25 機関/25 名
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

エ 京都府犯罪被害者支援連絡協議会 性犯罪被害者対策研究分科会

5/17	府民相談総合連絡ネットワーク会議 府内すべての警察署と相談窓口機関が集い、自己紹介と現状報告をおこなった	19 機関／23 名
2/22	性犯罪被害者対策研究会 事例検討会	15 機関／17 名

京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議参加機関



2. グループ相談会

日々の相談から把握された女性の共通の課題や隠れたニーズを受けとめ、グループ相談会を実施した。具体的な悩みや問題に直面している当事者である女性が、専門家の力を借りながら少人数で語り合い、悩みや問題を共有し、励まし合うことを通して互いにエンパワメントすること、そして一人の女性が抱える悩みや問題が個人的なことではなく、女性に共通する問題であることを理解し、その背景にあるジェンダーの問題に気付くことを目的としている。

今回は、夫といつまでも良い関係を保つために必要な「対等なコミュニケーション」について考え、今後夫と充実した生活を過ごすために今何が必要かを学んだ。なぜ自分の言いたいことがうまく伝えられず口論になるのか、なぜ相手が自分の話に関心なのか、なぜ相手は自分を理解しないのか等のさまざまな悩みを、グループで話し合うことや、専門家のアドバイスを受けることで、夫との関係に隠れているジェンダーの問題に気づき、それらを客観的にとらえることでより良い関係の構築を目指した。

テーマ	講師	日時	のべ受講者数
パートナーとの関係や現実の生活の中で、自分の価値観を明確にしていく。	宮本由起代 (NPO法人心のサポート・ステーション 代表理事)	1/28 火・昼	32
対等な関係性を築くために、自分の価値観を認識し、境界線を引くことを学ぶ。		2/4 火・昼	

3. DV被害者支援ボランティア入門講座

DV防止法ならびに男女共同参画基本法、京都市男女共同参画推進条例に基づき、地域社会から支援のパワーを見出し、自ら活動する人材を育成することを目的として実施した。

	テーマ	講師	実施日	のべ受講者数
1	講義「DVとは」	井上 摩耶子 (ウィメンズカウンセリング京都代表) (公財)京都市男女共同参画推進 協会職員	9/16 ～ 11/11	142
2	講義「家族神話とDV」	竹之下 雅代 (ウィメンズカウンセリング京都)	木・昼	

3	DV防止法と京都市内の支援体制について	浅香 涼子 (京都府家庭支援総合センター) 京都市男女共同参画推進課職員		
4	民間団体の活動について	岡本 カヨ子 (特定非営利活動法人 アウンジャ) 登 圭緯子 (長岡京市女性交流支援センター) 長谷川 静江 (チェリーライオンズ) 井上 啓子 (パープルウィング) (公財)京都市男女共同参画推進協会職員		
5	ケーススタディ&活動宣言	(公財)京都市男女共同参画推進協会職員		
見学	母子生活支援施設「野菊荘」	芹澤 出 (野菊荘施設長)		
見学	京都家庭裁判所	家庭裁判所総務課		

連携：京都市域の女性への暴力に関するネットワーク

4. DV被害者自立支援講座

「わたしが私でいるために」

DV被害当事者のための自立支援講座「わたしが私でいるために」(全5回)

人が本来持つべき自尊感情を取り戻し、自分を大切に思うことなどを専門家(ファシリテーター)の助言を得ながら、当事者同士で語り合い、互いに受容しあうことを通して、心身の回復を促すことを目的とした連続講座を実施した。

講師：竹之下 雅代 (ウィメンズカウンセリング京都)

栗岡 多恵子 (Brisa)

	テーマ	日時	のべ受講者数
1	DVについて考える ～DVの影響、私のためにできること	6/8～6/29 火・朝 3回目のみ 6/17 木・昼	60
2	自分を大切にする ～暴力はわたしのせいじゃない		
3	ボディワーク～からだの声を聴こう		
4	なくしたものを悼み、力づける ～こころとからだにむきあう		
5	生き抜いてきたわたしたちを語る ～私の一歩、つながろう		

5. 京都市男女共同参画苦情等処理制度受付

京都市男女共同参画苦情等処理制度の「受付窓口」を担当した。

苦情項目	相談(ウイングス京都相談室の対応で終了したもの)	申出(問合せ・相談後申出書が提出されたもの)
性別による人権侵害と認められる行為に対する苦情	0	0
男女共同参画に関する施策の苦情	1	0
男女共同参画に影響を与える施策に関する苦情	0	0
問い合わせ	1	0
その他	0	0
計	2	0

発行 財団法人京都市女性協会

平成 23 年 3 月発行

京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262

京都市男女共同参画センター内

電 話 075-212-7490

ファックス 075-212-7460

メー ル center@wings-kyoto.jp

URL http://wings-kyoto.jp